陳情の審査結果 請 願 •

付託委員会	件名	審 査 日 結 果
総務教育	安全保障関連法の廃止を求める意見書 を国に提出することを求める請願書	27. 12. 3 不採択と すべきもの
	神奈川県に私学助成の拡充を求める意 見書の提出を求める陳情	27. 12. 3 趣旨了承
	国に私学助成の拡充を求める意見書の 提出を求める陳情	27. 12. 3 趣旨了承
	地方自治の堅持・尊重についての陳情 書	27. 12. 3 趣旨不了承
市民福祉	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤 改善・大幅増員について国への意見書 提出を求める陳情書	27. 12. 1 趣旨不了承
	「介護従事者の勤務環境改善及び処遇 改善の実現」を求める陳情書	27. 12. 1 趣旨不了承
	平成28年度における重度障害者医療費 助成制度の継続と年齢制限撤廃の陳情	27. 12. 1 趣旨不了承
	通院対策について	27. 12. 1 趣旨不了承
	透析患者の老齢化に伴う、透析介護施 設について	27. 12. 1 趣旨不了承
	慢性腎臓病 (CKD) 及び生活習慣病 対策について	27. 12. 1 趣旨不了承

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実 情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

- ◆提出には、次のことに注意してください
- ・書式は≪例≫を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容 が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願(陳情)は、必ず議会事務局へ持参してください。
- · 定例会初日前3日(土·日曜日、 休日を除く)までに提出してく ださい。郵送の場合は、請願(陳 情)として受け付けることはで きませんが、要望書として全議 員に配付します。
- ・請願(陳情)者の住所・氏名は 一般に公開されますので、あら かじめご了承ください。
- ※請願には1人以上の紹介議員が 必要ですが、陳情には必要あり ません。請願と陳情の違いなど 詳しくは事務局に問い合わせて ください。

○○○に関する請願(陳情)

平成 年 月 日

綾瀬市議会議長 ○○○○ 殿

> 紹介議員 (署名または記名押印) 請願 (陳情) 者 住所 氏名 〇〇〇〇 印

趣旨	
理由	

12月定例会で可決された意見書

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

県の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、教育 を支える担い手としての役割を果たし続けてきた。

しかし、県の私立学校に対する生徒1人当たり経常費補助は全国最下位水 準とされ、そのため入学金を除く私立高校の平均学費は関東で最も高く、全 国的にも極めて高い学費となっている。

一方、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円未満程度の世帯には、 平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者 負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が 急変すれば、たちまち学費の納入に支障を来たす状況である。

埼玉県ではこのような問題に対応するため、学費補助の対象に施設整備費 を含めることとし、年収250万円未満程度の世帯に保護者負担を実質無償とす るなど、学費補助制度の拡充を図っている。

県の公立中学校卒業生の全日制高校進学率は、前年より改善されていると はいえ全国最下位水準が続いている。その要因の一つとして、高い学費によ り私立高校を選択することができないことが挙げられる。

全ての子供たちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善 によって私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが急務で あると考える。

よって、県においては、私学助成の拡充を図るよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成27年12月16日

> 綾瀬市議会議長 青 栁 慪

神奈川県知事 あて

あやせ市議会だより

国に私学助成の拡充を求める意見書

全国では高校教育の約3割、幼児教育、大学教育においては約8割を私学 教育が担っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしている。 私立高校と公立高校の学費差は、平成22年度から実施され平成26年度に加 算支給額及び対象世帯が拡大された高等学校等就学支援金制度と、平成26年

しかし、私立高校の保護者の学費負担は支援金を差し引いても年間40万円 を超え、また、各都道府県の授業料減免制度の差により、居住する場所によ って学費負担に大きな格差が存在し、この格差をなくすためには国の就学支 援金制度の拡充が必要となる。

度から実施された高校生等奨学給付金により一定程度是正された。

未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立学校に通う生徒、保 護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の 維持・向上を図るためには、就学支援金制度及び私立学校への経常費助成補 助の拡充が強く求められる。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たち に学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月16日

綾瀬市議会議長 青 栁 愼

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 あて

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利 が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書の ことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地 方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件に つき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定 に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。